

資料2-4



都道府県知事
市長・特別区長 殿



環水大大発第 1802194 号
環水大自発第 1802191 号
平成 30 年 2 月 19 日

環境省水・大気環境局長



都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う騒音規制法及び振動規制法等の施行上の留意事項について

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号。以下「改正法」という。）については、平成 29 年 5 月 12 日に公布された。これにより、都市計画法及び建築基準法における用途地域について、平成 30 年 4 月 1 日に新たに「田園住居地域」が設けられる。

騒音規制法及び振動規制法の指定地域内における区域の区分等に関しては、これまでどおり以下の過去の通知を参考にされたいが、新たに設けられる田園住居地域については下記のとおりであるので、貴職におかれでは、御了知の上、貴管下市町村にも周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

<過去の通知>

- ・「騒音規制法の一部を改正する法律の施行について」（昭和 46 年 9 月 20 日環大特 6 号大気保全局長通知）（※）
- ・「振動規制法の施行について」（昭和 51 年 12 月 1 日環大特 154 号環境事務次官通知）（※）
- ・「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成 7 年 12 月 20 日環大一 174 号大気保全局長通知）（※）
- ・「騒音に係る環境基準の改正について」（平成 10 年 9 月 30 日環大企第 257 号）（※）
- ・「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の改正について」（平成 12 年 7 月 17 日環大一第 102 号大気保全局長通知）

※「平成 12 年 3 月 31 日以前に発出された環境庁関係の通知・通達の扱いについて」（平成 12 年 11 月 17 日環大企第 336 号等）により、平成 12 年 3 月 31 日以前に発出されたこれらの通達については、地方分権一括法が施行された平成 12 年 4 月 1 日以後は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく「技術的な助言」として取り扱うこととしたため、「通知」と表記している。

記

第1 「田園住居地域」の考え方について

改正法による改正後の都市計画法（以下「改正都市計画法」という。）において、田園住居地域は「農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする」とされている。また、改正法による改正後の建築基準法において、田園住居地域に建築することができる建築物の用途については、「第二種低層住居専用地域」と同等の制限が行われる。これらに鑑みると、田園住居地域は、第三種低層住居専用地域と同等の生活環境が保全されるべきと考えられるため、区域の区分の当てはめ等については、原則として、第二種低層住居専用地域と同等の扱いとすることが適当である。

第2 区域の区分の当てはめ等について

改正都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域（工業専用地域を除く。）の定めのある地域において区域の区分等を行う場合は、原則として次によられたい。

1 騒音規制法第4条第1項の規定に基づく指定地域内における区域の区分

「第1種区域」とは、改正都市計画法第9条第1項及び第2項に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びに第8項に規定する田園住居地域とする。

2 振動規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域内における区域の区分

「第1種区域」とは、改正都市計画法第9条第1項から第8項に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域とする。

3 「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」における地域の指定

「住居専用地域等住居環境を保護すべき地域」とは、改正都市計画法第9条第1項から第8項に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域とする。

4 「騒音に係る環境基準の改正について」における地域の指定

「地域の類型A」とは、改正都市計画法第9条第1項から第4項までに規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに第8項に規定する田園住居地域とする。

5 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における区域の区分

「a区域」とは、改正都市計画法第9条第1項から第4項までに規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに第8項に規定する田園住居地域とする。

